

## 合併会社に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領

(目的)

**第1** この要領は、合併会社の受注機会の確保を図ることにより、建設業の構造改善を推進するため、高知県の発注する工事の入札参加資格者における合併会社の総合点数の算定方法等に関する特例を規定する。

(特例適用の対象)

**第2** 合併会社に係る総合点数の算定方法等の特例は、以下の全ての要件を満たすものについて適用する。

- 一 高知県内に主たる営業所を有し、合併時点において、高知県の入札参加資格の認定を法人として3年以上継続して受けている建設業者間の合併であること。
- 二 合併時点において、合併する企業(3社以上の合併にあつては、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱第3条第5項により算定された総合点数上位2社)の工事種類ごとの総合点数の差が10%以内であること。
- 三 合併日以前の3年間に、資本関係(出資比率20%以上)があつた建設業者間の合併は、対象としない。

(合併会社の総合点数の算定方法)

**第3** 合併会社の総合点数の算定方法は、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱第3条第5項により算定された各年度の工事種類ごとの総合点数に、当該総合点数の5%に相当する点数(小数点以下切り捨て)を加えて算定するものとする。ただし、5%に相当する点数が、50点を超える場合は、50点とする。

なお、加算期間は、合併した年度及び次年度とする。ただし、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱第3条第2項ただし書の規定に基づき実施される資格審査の場合の加算期間は、合併した年度とする。

(申出手続)

**第4** 合併会社に係る総合点数の算定方法等に関する特例適用の申出は、別記1号様式による「合併会社の資格審査特例適用の申出書」に、次の各号に定める書類を添付して提出するものとする。

- 一 合併時以降の総合評定値通知書の写し
- 二 合併時の登記簿謄本の写し

附 則

この要領は、平成10年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 平成12年9月30日までに特例適用の申出をしたものについては、合併時から基準日の前日までの期間が3年を経過するまでは、改正前の基準によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 平成16年9月30日までに特例適用を申出て、改正前の基準により算定された16年度の合併会社の総合点数については、16年度中はその効力を有する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日から平成28年3月31日までの間に合併した場合及び平成25年4月1日において合併の日から2年を経過していない場合は、第3中「年度及び次年度」を「日の属する年度から当該年度の翌々年度まで」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和元年 7 月 22 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 3 年 7 月 16 日から施行する。

附 則  
この要領は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。